

出荷奨励金交付承認要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例（昭和47年徳島市条例第50号。以下「条例」という。）第57条の規定により、卸売業者が徳島市中央卸売市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとする際の承認について必要な事項を定めるものとする。

(出荷奨励金の範囲)

第2条 この要領において出荷奨励金とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 卸売業者が集荷取引について、出荷の奨励その他の目的をもって、出荷者又はその組織する団体に対して支出する交付金
- (2) 本来出荷者の負担すべき費用を卸売業者が代って負担する費用

(年間支出限度)

第3条 出荷奨励金の年間支出限度は、全卸売業者の当該年度の総取扱高に対して、青果部については1,000分の7以内水産物部については1,000分の2以内とする。

(交付率)

第4条 出荷者に対する出荷奨励金の交付率は、次のとおりとする。

1 青果部

- (1) 共同選果、共同販売を行っている県単位以上の組織を有する出荷団体については、次の表の左欄に掲げる前年度の販売金額の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる率の範囲内とする。

前年度の販売金額の区分	交 付 率	
	野 菜	果 実
1 1億円以上のもの	1000分の17以内	1000分の10以内
2 5千万円以上 1億円未満のもの	1000分の16	1000分の9

3	1千万円以上 5千万円未満のもの	1000分の15	1000分の8
---	---------------------	----------	---------

(2) 共同選果，共同販売を行っている町村単位以上の組織を有する出荷団体で前号に規定する以外のもの，及びこれに準ずるもので，規格化された物品を大量かつ計画的に出荷するものについては，次の率の範囲内とする。

野菜 1,000分の7以内

果実 1,000分の4以内

(3) 前各号に規定する以外の団体，及びこれに準ずるもので，規格化された物品を大量かつ計画的に出荷するもののうち，前年度の販売金額が500万円以上のものについては，次の率の範囲内とする。

野菜 1,000分の5以内

果実 1,000分の3以内

(4) 個人出荷については，出荷奨励金を交付することができない。

2 水産物部

(1) 年間を通じ相当大量かつ計画的に出荷する出荷者団体販売金額の1,000分の5以内

(2) 個人の出荷者に対しては，出荷奨励金を交付することができない。

(特別出荷奨励金)

第5条 第2条に規定する出荷奨励金の総額が第3条に規定する出荷奨励金の年間支出限度の範囲内である場合には，卸売業者は，その剰余金の範囲内において次の各号に掲げる特別の出荷奨励金(以下「特別出荷奨励金」という。)を当該各号に規定するものに対して支出することができる。

(1) 青果部における卸売業者が，全国農業協同組合連合会及び日本園芸農業協同組合連合会に対して交付する特別の交付金

(2) 出荷者に対する災害見舞金，需要増進事業費，選別場助成金その他の特別の交付金で，生産の奨励又は需要の増進を図るため市長が特に必要と認めるもの

2 前項第2号に規定する特別出荷奨励金についての交付率は，青果部，水産物部とも全卸売業者の当該年度総取扱高の1,000分の0.2以内とする。

(年間支出限度及び交付率の決定)

第6条 この要領に規定する交付率は、年度ごとにその年度の推計取扱高の増減に応じて、市長が決定する。

(交付対象団体名簿等の添付)

第7条 条例第57条第2項の規定により、出荷奨励金交付承認申請書を提出しようとする卸売業者は、出荷奨励金交付対象団体名簿(別記様式第1号)を添付しなければならない。

2 第5条第1項第2号に規定する特別出荷奨励金を交付しようとする卸売業者は、前項に定めるもののほか、出荷者の要請書を添付しなければならない。

(月例報告)

第8条 卸売業者は、当月分の出荷奨励金の交付状況を出荷奨励金交付状況報告書(別記様式第2号)により翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(定めのない事項等の取扱い)

第9条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和48年9月20日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領を適用することにより、出荷者に対する定率出荷奨励金の交付率に変更を生ずるときは、当分の間なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。